

2 吹福障第 925-3 号
令和 2 年 7 月 1 日
(2020 年)

就労系サービス事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援）の取扱いについて（通知）

日頃から、本市障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標題につきまして、本市における取扱いは、吹福障第 925-2 号（令和 2 年 4 月 27 日付け）にてお示ししておりますが、その後の感染者数の動向及び厚生労働省の通知を踏まえ、下記のとおり対象期間を設定します。

記

1 吹田市の取扱い

(1) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業（以下、「就労移行支援等」という。）について

ア 就労移行支援等は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）5（3）において、在宅において利用する場合の支援について示されているとおり、通所支援から在宅支援に切り替えてサービス提供することを可能とします。

イ 切り替えてサービス利用する場合の留意点

(ア) 在宅支援にてサービス提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援の内容を明記しておく必要があります。運営規定にその記載がない場合は、運営規程の変更届を本市福祉指導監査室に提出してください。

(イ) 当該利用者について、在宅支援に切り替える場合には、障がい福祉室にその旨をご一報ください。その際、書面の提出は必要としませんが、在宅支援に切り替えてサービス提供を実施したことがわかるように、個別支援計画書、評価書、実績、日報等に支援の内容等を記載しておいてください。

(ウ) 前述の（1）アの通知には、在宅支援を実施する際の要件が示されていますが、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、当該通知 5（3）に記載されている要件の「オ」「カ」「キ」を満たす必要はありません。

ウ 対象期間

令和2年度内とします。

【参考】新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）

(2) 就労移行支援等の暫定支給決定の取扱いについて

ア 暫定支給期間中に新型コロナウイルスによる影響で利用者のアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合は、事業所においてできる限り実施した支援の実績及びその評価結果等を取りまとめ、市に提出することで本決定の判断資料として取り扱います。

イ 対象期間

令和2年度内とします。

【参考】新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）

(3) 就労移行支援等の標準利用期間の取扱いについて

ア 十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難なままに標準利用期間の終了を迎える場合に、臨時的な取扱いとして「原則1回」を含む現行の取扱いに関わらず、最大1年間までの範囲内において柔軟に更新することを可能とします。

なお、事前に障がい福祉室にご一報ください。

イ 対象期間

令和2年度内とします。

【参考】新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）

(4) 就労移行支援等の事業所が自主休業する場合や1（1）アを適用しない利用者について

ア 居宅等でできる限りの支援の提供を行う場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第2報）」（令和2年2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の取扱いにより、報酬の対象とすることが可能です。

イ 対象期間

当面の間可能とします。

【参考】新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）

(5) 就労定着支援事業について

ア 就労定着支援については、利用者との対面による支援を月1回以上行うこととしています。が、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、対面による支援が困難な場合は、利用者の同意を得た上で、電話連絡その他の方法による支援を可能とします。

なお、上記の支援の提供を実施したことがわかるように、個別支援計画書、評価書、実績、日報等に支援の内容等を記載しておいてください。

イ 対象期間

当面の間可能とします。

【参考】新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）

2 対象期間

本取扱いの具体的な終期につきましては、国及び府の動向・通知を踏まえて、改めて市から通知します。

なお、事業者におかれましては、本市福祉部障がい福祉室のホームページを随時ご確認いただきますよう、お願いします。

3 請求方法

請求方法は、通常どおり手続きしてください。

ただし、備考欄等に新型コロナウイルスによる在宅支援へ切り替えている旨、市が把握できるようにしてください。

【参考資料】本市ホームページ（福祉部障がい福祉室）に掲載

- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）
- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）
- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）
- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）
- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）
- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（別添）

問合せ先

吹田市福祉部障がい福祉室

基 幹 担 当

TEL 06-6384-1348

支 給 管 理 担 当

TEL 06-6384-1346